## 職務発明の対価に関する判決の変貌

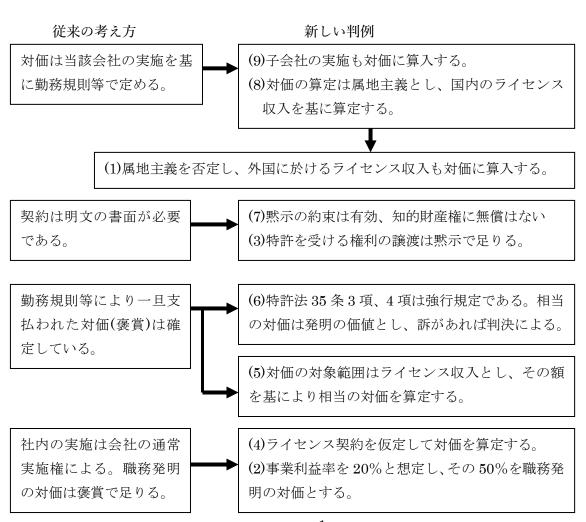
2005年2月3日 細川 学

## 1. 判決の変貌の流れ

雇用主 判決日 判決の要点

- (1) 味の素事件 ……H16.2.24: 属地主義を否定し、内外のライセンス収入を職務発明の対価に算入する。
- (2) 日亜事件 ……H16.1.30:利益率を20%と推定し、利益の50%を職務発明の対価とする。
- (3) 日亜事件東京高裁 H17.1.11: 発明者の寄与度 5%、職務発明の対価 6億円、延滞金 2.4億円で和解
- (4) 日亜事件中間判決 H14.9.19:特許を受ける権利の譲渡は黙示で足りる。
- (5) 中央建鉄事件 ……H15.11.26: 自社実施のみの場合の対価は、ライセンス収入を仮定して定める。
- (6) 日立金属事件 ……H15.8.29:対価の対象をライセンス収入とする。東京地裁後の収入も加算する。
- (7) オリンパス事件 ………H15.4.22:特許法 35 条 3 項、4 項は強行規定、相当な対価は発明の価値とする。
- (8) 育良精機事件 ……H15.4.10:請われて入社したときの<mark>黙示の約束は有効、知的財産権に無償はない。</mark>
- (9) 日立製作所事件 …H14.11.29:職務発明の対価は<mark>属地主義である。</mark>海外からのライセンス収入は除外する。
- (10) 三徳事件 ……H14.5.23:子会社の実施も職務発明の対価の対象とする。

## 2. 判決の変貌の要点



## 3. 判決の概要と注目点

事件の	判決日	請求と	判決 貢献度		献度	職務発明の対象	
当事会社	平成	請求額	判決額	会社	発明者	その他の重要な判示	
(1)味の素	東京地裁	内金	1.9 億円	95%	二人	属地主義を否定し、国内外のライセンス収入を対価	
	16.2.24	20 億円				に算入	
(2)日亜	東京地裁	200 億円	200 億円	50%	単独	相当の対価=売上高×利益率 20%×貢献度	
	16.1.30		(請求額)		(404 特許)	50%=604 億円、請求額 200 億円の満額判決	
					共同発明	発明者の貢献度を 5%とし、遅延損害金 2.4 億	
	東京高裁	201 億円	和解6億円	95%	を含む	円を含め、8.4 億円で和解成立	
	和 解		高裁の提示				
	17.1.11		金額				
(3)日亜中間判	東京地裁	持分の確認	職務発明と			特許を受ける権利の <mark>譲渡は黙示で足りる</mark>	
決	14.9.19		認定				
(4)中央建鉄	東京地裁	約 4298 万円	120 万円、売上×1.5%		二人	自社実施のみはライセンス収入を仮定し、売上の	
	15.11.26		×5%×50%			1.5%とする	
(5)日立金属	東京地裁	8975 万円	1233 万円	90%	単独	職務発明の対象をライセンス収入とする。控訴審で	
	15.8.29					はその後のライセンス収入分 136 万円を追加	
(6)オリンパ ス	最高裁	2 億円	228.9 万円	40%	60%	特許法 35 条は強行規定、原告特許は諸隈特許	
	平 15.4.22					(光ピックアップ基本特許)の関連特許と認定	
(7)育良精機	水戸地裁	5 億円	譲渡:1708 万円(売上高の 0.5%)、		の 0.5%)、	原告が持参して入社した考案に無償はあり得	
	15.4.10		職務発明: 200 万			ない。黙示の約束は有効	
(8)日立製作所	東京地裁	予備的に	合計	80%	三人	日本のライセンス収入を対価の対象とする。属地主	
	14.11.29	9 億円	3507 万円			義を採用	
(9)㈱三徳	大阪地裁	3000 万円	200 万円	50%	単独	真正発明者の補正を認める。子会社の実施を	
	14.5.23					職務発明の対価とする	

判決の注目点	事件番号	判決の概要	出典
(1)味の素の元研究 所長成瀬昌芳氏が 職務発明の対価を 113億円とし、その 内金20億円の支払 いを請求した事件 で、約 10%の 1.9 億円が容認された 事例	特許権持分移転登録手 続等請求事件、東京地 裁平 14(7)20521 号、平 16.2.24、民 47 部判決、 一部容認、一部棄却、(控 訴)	人口甘味料アスパルチームの特許発明者が職務発明の対価の内金 20 億円を請求した事件において、判決は、特許法 35 条には属地主義が認めず、海外メーカからのライセンス収入を味の素の排他的独占権による収入79.7 億円とし、会社の寄与度を95%、共同発明者の寄与度を50%とし、既払いの1000万円を差引いた1.9 億円の支払いを命じた。厚生年金による原告の利益は考慮されなかった。	判例時報 No.1853 平 16.6.11
(2)日亜の元従業員 中村氏が訴えた職 務発明の対価の支 払いを求めた裁判 において、原告の 請求通り 200 億円 の支払いを命じた 事例	特許権持分確認等請求 事件、東京地裁平 13( y )17772 号、平 16.1.30 民 46 部判決、一 部容認、一部棄却(控訴) (中間判決:平14.9.19、 民 46 部中間判決) 17.1.11 東京高裁にて、 高裁指導で和解	青色発光ダ オード の特許発明について、元主任研究者中村修二博士は特許第 2628404 号の職務発明の対価 200 億円を請求する裁判において、判決は、被告会社の本件特許権による利益を 1208 億円と認定し、その半分の 604 億円が相当の対価である。但し原告の請求は 200 億円であるから、職務発明の対価として 200 億円の支払いを命じた。 和解条件:中村博士の寄与度 5%、職務発明の対価 =6 億円、延滞損害金=2.4 億円	判例時報 中間判決 No.1802 平 15.1.21 本判決 No.1852 平 16.6.1
(3)日亜の元従業員中村氏が訴えた特許権の共有持分の移転登録請求が中間判決により職務発明であるとして否認された事例(2)の中間判決	特許権持分確認等請求 事件、東京地裁平 13(7)17772号、平 14.9.19、民46部中間判 決	青色発光ダイートの特許発明について元主任研究者中村氏は社命に反する「自由発明」であるとして、①共有部分の移転登録を求める、②付帯的に職務発明の対価 200 億円を求める裁判において、判決は、押印欠落の鉛筆書き譲渡証書を有効と認め共有部分の移転登録を否認する中間判決をした。又職務発明の対価は職務発明であることが確定した後審理するとし、相当の対価は強行規定であるから裁判所により確定すると中間判示した。	判例時報 No.1802 平 15.1.21
(4)中央建鉄の社内 実施のみの実用新 案権の職務発明の 対価について、他 へ実施させた場合 の実施料相当額を 対価と判示した (東京方式)事例	実用新案権報酬金請求 事件、東京地裁平 13(7)20929 号、平 15.11.26、民29部判決、 一部容認、一部棄却、(確 定)	他からのライセンス収入等がない社内実施のみの場合における職務発明に対する対価の算定方式には東京方式と大阪方式がある。中央建鉄の元従業員伊奈潔氏は環境予測システムの全体の売上高も基に対価(4298万円余)の請求をした。判決は、本件考案の売上増への寄与分を1.5%と算定し、それを他に実施許諾した場合の実施料率5%、貢献度50%として相当額(120万円)を職務発明の対価として支払うよう命じた。	判例時報 No.1846 平 16.4.1
(5)日立金属事件判決において、職務発明の対価はライセンス収入等の排他独占権の利益から必要経費を控除した額を基に算定する、と判示された事例	「窒素磁石」に係る発明の対価請求事件、東京地裁平 14(7)16635号、平 15.8.29民 47部判決、一部容認、一部棄却(控訴)	日立金属の元従業員で「窒素磁石」の発明者(原告)が受取った職務発明の対価 103.7 万円を不服として不足額8,974.9 万円の支払いを請求した事件である。原告の要求は排他独占権による会社の収入(約2億円)から特許取得諸経費を除外した額を相当の対価と主張し、会社はキャッシュフローを主張した。判決は、会社側に会社の寄与度を90%とし、差引不足額1,232.5万円の支払いを命じた。なお本件に関する控訴審である東京高裁の判決が平成16年4月27日にあり、第一審後の確定した実施料が発生しているとして、その分の対価136万2千円の追加支払いを命じた。	判例時報 No.1835 平 15.12.11

(6)オリンパ ス事件最高	損害賠償請求事件、最	オリンパスの元従業員は職務発明について同社の規定	判例時報
裁判決において、	高裁平 13(受)1256 号、	により受取った対価 21 万円を不服として 2 億円の	No.1822
職務発明対価の不	平.15.4.22、最高裁小法	対価を請求した事件であり、1 審、2 審とも不足対	平 15.8.11
足額の請求権と時	廷判決、上告棄却、一審	価 228.9 万円の支払いを命じた。会社側が控訴した	参考:
効不成立が認めた	東京地裁平 7(7)3841	最高裁において、判決は、一審、ニ審を支持し、不	No.1690
られた事例	号、平 11. 4.16 判決、	足額 228.9 万円の支払いを命じ、 <mark>時効成立も否認</mark> し	(1審)
	二審東京高裁平	た。但し包括クロスライセンスに於ける本件発明の実施状況	No.1753
	11(注)3208 号、平 13.	や公知例の存在も勘案された。	(2審)
	5,22 判決		
(7)元技術部長坂本	契約代金等請求事件、	元技術部長坂本氏が「油圧作動カッター」の実案出	判例時報
氏は請われて個人	水戸地裁土浦支部平	願をもって育良精機に入社し、同考案と氏のノウハ	No.1857
名義の実用新案登	8(7)202 号、兵 15.4.10	ウを用いて商品化した。同社は他に職務発明対象の	平 16.7.21
録出願を持参し育	判決、一部容認、一部	特許1件、実案2件、意匠6件を取得した。坂本氏	
良精機に入社し、	棄却(控訴)	が持参した実案について、契約書も対価の記載も無	
同考案商品化を事		く、職務発明の対価の約束もなかった。坂本氏はそ	
業化した事件にお		れらの対価として約5億円を請求した。判決は無名	
いて、同登録実用		契約であっても知的財産権に対する対価に支払い	
新案の対価と職務		は当然であるとし、持参実案の譲渡対価と職務発明	
発明の対価が容認		の対価の合計として、1908万円の支払いを被告らに	
された事例		命じた。	
(8)CD プレーヤーの発	保証金請求事件、東京	日立製作所の元主任研究員米澤成二氏は職務発明	判例時報
明者である米澤氏	地裁平10(7)16832号(甲	の対価として甲事件(光デスクプレーヤー主発明)では予備	No.1807
が職務発明の対価	事件)、同平 12(7)5572	的に 9 億円、乙事件(関連発明)では 7060 万円を請求	平 15.3.11
として、90.7 億円	号(乙事件)、平 14.11.29	した。国内外の日立の生産及びライセンス(包括を含む)	
を請求した事件に	民 29 部判決、一部容認、	収入に対する職務発明の対価が争われた。判決は、	
おいて、両事件合	一部棄却(控訴)	発明の経緯、共同発明者、特許発明の力、ライセンス等	
計 3489 万円の支払		を審理し、属地主義に立脚し、日立の収入を 2.5 億	
いを命じた事例		円とし、日立の貢献度を80%、共同発明者の貢献度	
		を 30%とし、甲事件は 3494 万円弱、乙事件は 13 万	
		円強の支払いを命じた。	
(9)経済・技術の両	売買代金等請求事件、	下請関係の親会社の技術により有用元素の回収を	判例時報
面で従属関係にあ	大阪地裁平 11(7)12699	行う子会社が特許性に疑義あるとして発明者を冒	No.1825
る会社が行った特	号、平 14.5.23、民 21 判	認する特許出願した。その特許権について親会社の	平 15.9.11
許出願の発明者を	決、一部容認、一部棄	真正発明者滝川修氏が補正と職務発明の対価を求	
真正者に補正し、	却(控訴<和解>)	める訴訟において、判決は、発明者掲載権により真	
職務発明の対価を		正発明者名の補正を容認し、従業者ではない真正発	
容認した事例		明者に対する法の類推解釈により職務発明の対価	
		1911年に対する仏の規能所がにより戦功元91の外間	